株式会社ＡＶｉＣ　定款

2013年6月24日作成
2013年6月27日公証人認証
2013年7月1日会社成立
2014年1月5日定款変更
2014年4月1日定款変更
2015年6月1日定款変更
2016年9月20日定款変更
2018年3月22日定款変更
2019年1月15日定款変更
2020年5月22日定款変更
2020年8月20日定款変更
2020年9月14日定款変更
2021年1月19日定款変更
2021年3月13日定款変更
2021年12月24日定款変更
2022年1月28日定款変更
2022年3月1日定款変更
2022年12月23日定款変更

株式会社ＡＶｉＣ定款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社ＡＶｉＣと称し、英文ではAViC Co., Ltd.と表記する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　インターネットメディア事業
（２）　インターネットサービス事業
（３）　広告業
（４）　Web・モバイル・アプリケーション開発
（５）　マーケティングコンサルティング
（６）　イベント・プロモーションプロデュース
（７）　人材サービス事業
（８）　教育事業
（９）　前各号に附帯関連する一切の事業

（本店）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会
（２）　監査等委員会
（３）　会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、２千万株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利の制限）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）
第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月 30 日とする。

（招集権者及び議長）
第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席をし、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（電子提供措置等）

第 16 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第 18 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任方法）

第 19 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

４　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

５　前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第 20 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3　増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

4　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2　代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

3　取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から必要に応じて取締役社長１名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 24 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）

第 26 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。

（報酬等）

第 27 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、

「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

（取締役の会社に対する責任免除）

第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（会社法所定の業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第 29 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（常勤の監査等委員）

第 30 条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規程）

第 31 条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 32 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第 33 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第 34 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）

第 35 条　当会社の事業年度は、毎年 10 月１日から翌年９月 30 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 36 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 37 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 38 条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

２　未払いの期末配当金及び中間配当金に利息はつけない。

第８章　附　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、第９回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　第９回の定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する契約については、なお従前の例による。

（定款に定めのない事項）

第２条　本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

第３条　2022 年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

２　本条の規定は、前項の株主総会の日から３か月を経過した日にこれを削除する。